

新型コロナウイルス感染症パンデミックのなかでの 感染症法改正

—謙抑性とはなにか—

三野 進 Susumu Mino
日本精神神経学会理事

学生時代の講義で「近代刑法を貫く大原則は謙抑性」と習った。刑事罰は重大な結果を伴うので、他の手段で目的を達成することができる場合には、刑事罰の発動は控えるべきという原則だと理解していた。

新型コロナウイルス感染症対策の実効性をめぐる国会の論議のなかで、この「謙抑」という聞き慣れない言葉が頻りに聞かれるようになった。事の起こりは、感染者が入院勧告に従わないこと、および積極的疫学調査を拒否することに懲役刑などの刑事罰を科すことを盛り込んだ感染症法改正案の上程にある。政府は、感染者が入院先から無断外出して温泉施設を利用したなどの事例を挙げて、これらの行動を制約するためには刑事罰による強制力が必要だとした。

これに対し、当学会も加盟している日本医学会連合は、かつて結核・ハンセン病では患者・感染者の強制収容が法的になされ、蔓延防止の名目のもと、著しい人権侵害が行われてきたという歴史があり、現行の感染症法はそうした歴史的反省のうえに成立したにもかかわらず、入院措置を拒否する感染者には、措置により阻害される社会的役割、周囲からの偏見・差別などの理由があるかもしれず、これらの状況を抑止する対策を伴わず感染者個人に責任を負わせることは、倫理的に受け入れがたいとする緊急声明¹⁾を発した。

この法案が検討された厚生科学審議会感染症部会で、厚労省は罰則新設により積極的疫学調査や自宅・宿泊療養時の外出禁止に法的根拠を与えられ、国と自治体の権限が強化され感染症対策が実効的なものになると説明したが、委員からは罰則導入の根拠や効果を問う声が相次いだ。

厚労省担当官は、これらの疑問に対し「恐らく感染症法はほとんどは刑事罰の規定だということを保健所の方々がどれだけ御存じか分かりませんが、直ちに今まで罰則規定を適用したケースはそんなになかったのではないかと想像します。(中略)どうしてもなかなか言うことを聞いていただけないような方に対して罰則の適用がされますよという話をさせていただいて、できるだけ円滑に入院勧告なりが進むように柔軟に運用していただければいいのかと」²⁾と答えている。つまりツールとして罰則は要るが、直ちに適用しない、それが謙抑的な運用なのだと強調している。

結果的に刑事罰は重すぎるとして、入院措置に従わないもしくは逃げたとき、そして積極的疫学調査拒否に対して過料(行政罰)に処すとする条文が加えられた感染症法が成立したのは周知の通りである。

この感染症法が施行された後も、各方面からさらに謙抑的な運用を求める声が出ているが、刑事罰を適用しなければ謙抑の原則が保たれるのだろうか。行政罰といえども罰則であり、それを科すことの立法事実は明らかでなく、例示された他害行為に対しては、他の罰則を適用すれば足りるはずである。罰則があること自体が人権侵害であるとの指摘は当を得ている。なにより、感染者が外出するという「目に見えない脅威」を強調して、本来庇護されるべき感染者を排除する罰則に導いたことは、エイズ予防法を廃止し感染症法に移行した際に誓った基本理念を踏みにじったものと言えよう。

つまり公衆衛生の観点から感染症対策を考えれば、感染症という避けうる病を減少させ命を救うものとしての「医療・衛生」と、感染者の存在を人口としての集団と認識して「私権を侵害してでも統制する法・衛生」の2つの側面があり、前者を徹底しようとして後者に踏み込む衝動を止めることが困難であるのは、今回の改正だけでなく、わが国の感染症対策の歴史が証明している。

新型コロナウイルス感染症パンデミックがもたらす社会経済への深刻な影響と社会生活制限の長期化で、人々のメンタルヘルスは未曾有の危機にある。入院措置や積極的疫学調査に応じられない人たちのなかには、苦境のなかで心身の健康が悪化した人、精神疾患にあって適正な判断ができない人も含まれることを忘れてはならない。多くの精神科病棟で院内感染、クラスターが発生しているとき、この状況のなかで、われわれ精神科医も、統制する衛生に陥ることなく、避けうる病を減少させるという困難な仕事を続けなくてはならないだろう。

- 1) 日本医学会連合：感染症法等の改正に関する緊急声明、2021 (https://www.jmsf.or.jp/news/page_822.html) (参照2021-03-16)
- 2) 厚生労働省：第51回厚生科学審議会感染症部会 議事録、2021 (https://www.mhlw.go.jp/stf/newpage_16328.html) (参照2021-03-16)